

人の力が、地球の力。

ふくふく  
のこころ  
のちから  
広報

# ふくふく

CONTENTS ~主な内容~ ●命を地域で守る (災害対策基本法改正) ..... 2~3 ●後期高齢者医療制度..... 4~5  
●パブリック・コメント募集..... 6 ●給付金申請受付を開始します ..... 7 ●まちの話題・すくすく日記..... 8~9  
●広報ざやらりー..... 9 ●ひろば・リレーエッセイ..... 10  
●ほん大好き..... 11 ●いきいき健康だより..... 12  
●Dr. 柴田の調子はいかが? ..... 13 ●国保のそこか知りたいたい..... 14 ●くらしの情報..... 15~19 ●元氣が出る献立・7月のカレンダー..... 20

## 今年も田植えに挑戦

毎年恒例となった剣山小学校の田植え。今年も6月19日に5年生の児童32人が田植えを行いました。子どもたちは泥にはまっとなかなか身動きがとれなかったり、しりもちをついてしまったりと悪戦苦闘している様子でしたが、最後まで一生懸命に取り組んでいました。実りの秋が待ち遠しいですね。

7  
July  
2014  
No.655

# 命を地域で守る



## 災害時に地域で取り組む助け合い

### ●なぜ災害対策基本法が改正されたのか？

東日本大震災において被災者全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占め、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。さらに、消防職員、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。この原因の1つとして、支援者が支援が必要な人を把握できていなかったことが考えられています。

これを教訓として踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われました。この改正において、避難行動要支援者名簿を作成し、より実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の策定が義務付けられました。

鞍手町においては、平成27年3月31日までに名簿の作成を行い、避難行動要支援者の個別計画の策定を実施することにしました。これは、災害発生時に住民の命を守る大事な事業です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

### ●避難行動要支援者とは？

今回の法改正の要支援者とは、次の3つに区分されます。

- ①災害時に自ら避難することが著しく困難である人
- ②避難途中で障がい等を負い、避難支援が必要となった人
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった人

以上の3つのうち、今回の名簿作成は①に該当する人の名簿作成となります。避難行動要支援者の災害時の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、避難支援等を行うことが必要となります。

### ●なぜ名簿の作成が必要なの？

名簿の作成は、災害が発生した時に、自ら避難することが困難な要支援者を事前に把握し、地域で避難誘導や支援を行うためのものです。また、平常時からの見守り活動にも活用できます。

この名簿対象者は、自主防災組織等（各区）と町で抽出します。

### ●町における避難行動要支援者名簿の対象区分

名簿の対象者は次の5つに区分される人を対象者とします。

- ①要介護認定を受けている人（要介護3以上）
- ②身体障害者1・2級（総合等級）の人で第1種を所持する身体に障がいのある人（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障がいのある人
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人
- ⑤地域が支援の必要があるとする人

### ●名簿及び個別計画書作成に伴う記載事項

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦①～⑥に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項等

### ●なぜ同意が必要なの？

要支援者の抽出が出来たら、それを基に町の職員が要支援者一人ひとりに同意を求めにお伺いします。この同意の期間は、各区の抽出が終了した後に、自主防災組織の役員等（各区長等）と日程調整を行い、住民のみなさんには、回覧板等を通じお知らせいたします。

今回の避難行動要支援者の名簿は、平常時から行政機関（消防・警察）や民生委員等の関係者と情報を共有し、災害が発生した際には、その情報を基に要支援者の支援をおこなうもので、これは、今回の災害対策基本法の一部改正によるものとなっています。

情報を提供する際の個人情報については、災害対策基本法と個人情報保護法でしっかりと保護されます。

## ●個別計画の作成って何？

名簿の作成が終了し、同意を得た要支援者一人ひとりに対し、災害発生時において、どの程度の支援が必要となるのかを区分し、具体的な安否確認や誘導方法等の内容を整理し、個別計画書を作成します。

※個別計画書に支援者として名前が記載されても、避難支援者自身や家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。また、支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

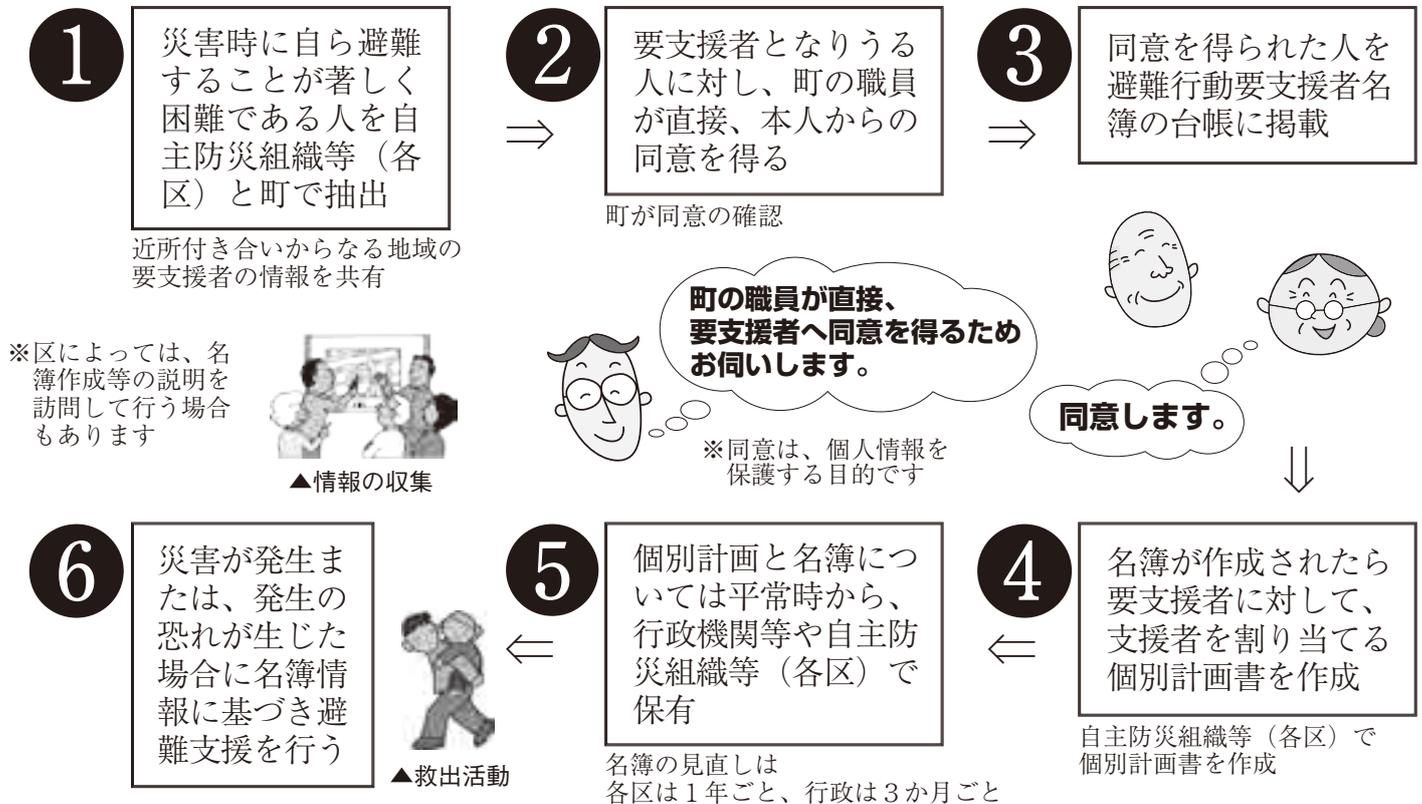
## ●支援者はどのような支援を行うの？

同意を得られた要支援者については、災害発生時の支援者（要支援者と避難行動を共にする人）の割り当てが必要となります。

名簿は平常時から警察、消防機関等に提供していますが、避難行動を行う際には自主防災組織等（各区）の支援が特に必要となります（行政機関は災害時には多岐にわたる防災行動を行う必要があります、また、人員に限りがあるため地域に派遣できない状況が考えられます）。

支援については、地域の実情にあった支援（共助）体制を確立し、要支援者の避難行動の「助け」を行っていただきたいと考えています。

## ●具体的な名簿作成等の手順は？



## 避難に関する 3 つの情報

災害の危険が迫って住民の避難が必要になった場合に、町は避難に関する情報を発令します。発令される情報は3つで、状況の深刻度に応じて出され、住民のみなさんは、各情報に応じた避難行動が求められます。

### 1 避難準備情報

人的被害の発生する危険性が高まった際に発令され、避難するのに時間がかかる高齢者・要援護者やその支援者は避難を始めます。また、通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常時持出品の用意など避難の準備を始めます。

### 2 避難勧告

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を求めるものです。

### 3 避難指示

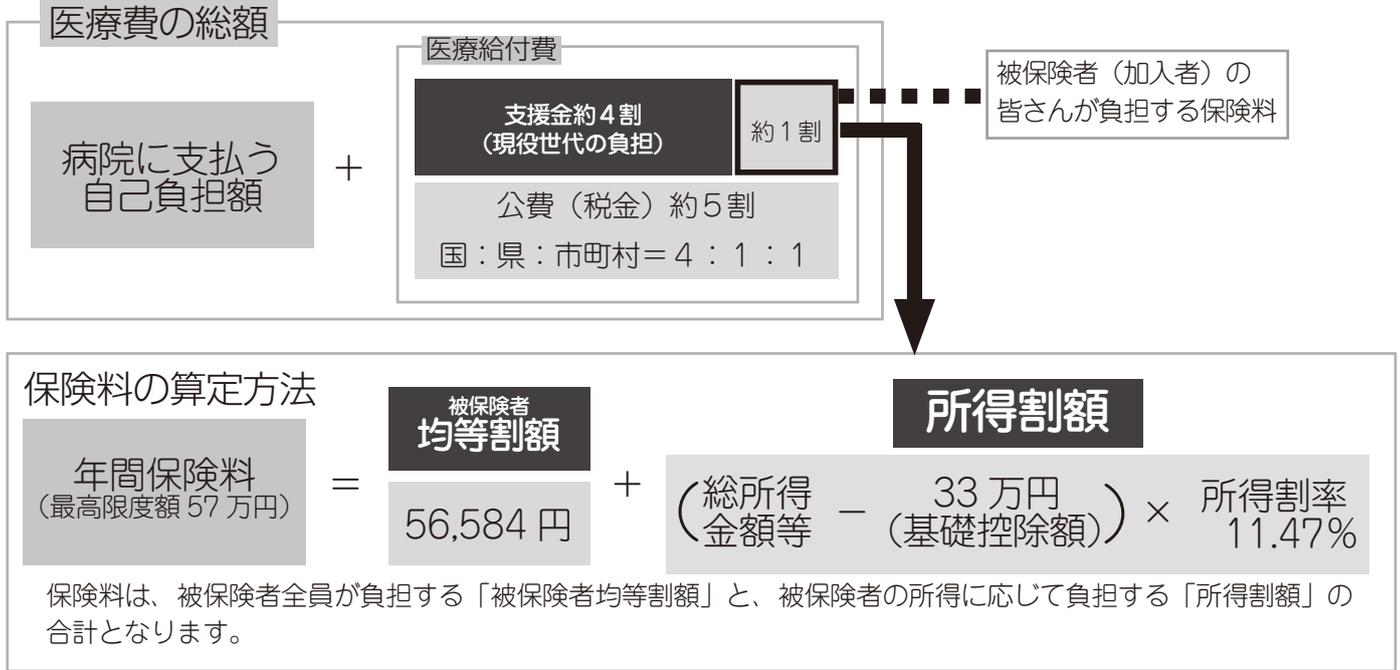
人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を強く求めるものです。

※要支援者が避難行動を起こすタイミングは、避難準備情報の段階です。

# 後期高齢者医療制度

平成 26 年度の保険料額が決定しました。7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんへ後期高齢者医療保険料の決定通知書をお届けします。

## ● 保険料の決まり方



- ①保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ②保険料は、被保険者（加入者）一人ひとりにかかります。保険料率（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直され、今年度が改定の年となっています。
- ③総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ④公的年金等の収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

## ● 保険料の軽減等

■均等割額の軽減 世帯の所得に応じて均等割額（年額 56,584 円）が軽減されます。

### 軽減になる人の基準

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9割軽減	5,658円	33万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない人
8.5割軽減	8,487円	33万円（基礎控除額）以下の人
5割軽減	28,292円	33万円（基礎控除額）+24.5万円×被保険者（世帯主を除く）の数以下の人
2割軽減	45,267円	33万円（基礎控除額）+45万円×被保険者数以下の人

### ■所得割額の軽減

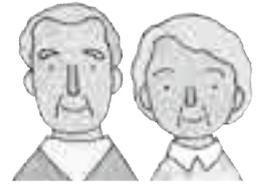
総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人は5割軽減されます。

### ■保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は均等割額は9割軽減され、所得割額はかかりません。

## ● 8月から後期高齢者医療の 被保険者証が新しくなります



現在の保険証（オレンジ色）の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。8月から使用する新しい保険証（みず色）は、7月下旬に「簡易書留」で郵送します。簡易書留は郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受取りの際に受領印が必要となります。不在等が続き郵便局での保管期間が過ぎた場合は、保険証は鞍手町役場に返送されますので、本人確認ができるものを持参のうえ保険健康課窓口でお受け取りください。窓口でお受け取りの前に、保険健康課へ電話にて返送状況等をご確認ください。

### ◆自己負担割合について

病院等を受診する時の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は保険証に記載しています。

自己負担割合	要 件
1割	3割負担の要件に当てはまらない被保険者（下記以外の場合）
3割	同一世帯の被保険者のどなたかの住民税課税所得が145万円以上の人。ただし、次の①、②に該当する場合は、申請すれば1割になります。 ①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合……被保険者全員の収入の合計額が520万円未満 ②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合……本人の収入が383万円未満であるか、本人の収入が383万円以上で同じ世帯の70歳から74歳までの人との収入の合計額が520万円未満

## ● 限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。減額認定証をすでに持っている人で平成26年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

※減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

※申請に必要なもの……印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

## ● 保険料を年金から天引きされている人はお支払方法が変更できます

保険料が年金から特別徴収（年金天引き）されている人は、申請することで口座振替に変更することができます。変更を希望する人は、7月31日（木）までに窓口で納付方法の変更手続きを行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払になります。

※年金天引きになる人……年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人



※すでに手続きがお済みの人は、改めて手続きの必要はありません。

### \*\* 社会保険料控除について \*\*

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。

### ■ 後期高齢者医療に関する問い合わせ

鞍手町役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線205



# 選挙投票区再編計画への 意見を募集!!

## ●パブリック・コメント

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きのことをパブリック・コメントといいます。選挙管理委員会では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を投票区再編に反映させることにしました。また、提出された意見については選挙管理委員会の考え方とともに公表を行います。

## ●再編案の情報入手方法は？

多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。

- ▽公表場所＝役場税務住民課、中央公民館、くらしの郷
- ▽町ホームページ＝<http://www.town.kurate.lg.jp>

## ●再編案の公表期間

7月1日（火）から7月31日（木）まで

## ●提出方法は？

▽指定の様式で提出する場合  
公共施設に備え付けている指定の様式に必要な事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 役場税務住民課住民班窓口への持参
  - ② 郵便・ファクシミリ
- ※いずれも利用できない場合は、  
①住所②氏名③連絡先④提出日⑤意見を明記した用紙をご提出ください。

## ▽ホームページから提出する場合

インターネット上からでも意見の提出ができるよう、町ホームページには、パブリック・コメント専用フォームを設置していますのでご利用ください。

## ●問い合わせ及び提出先

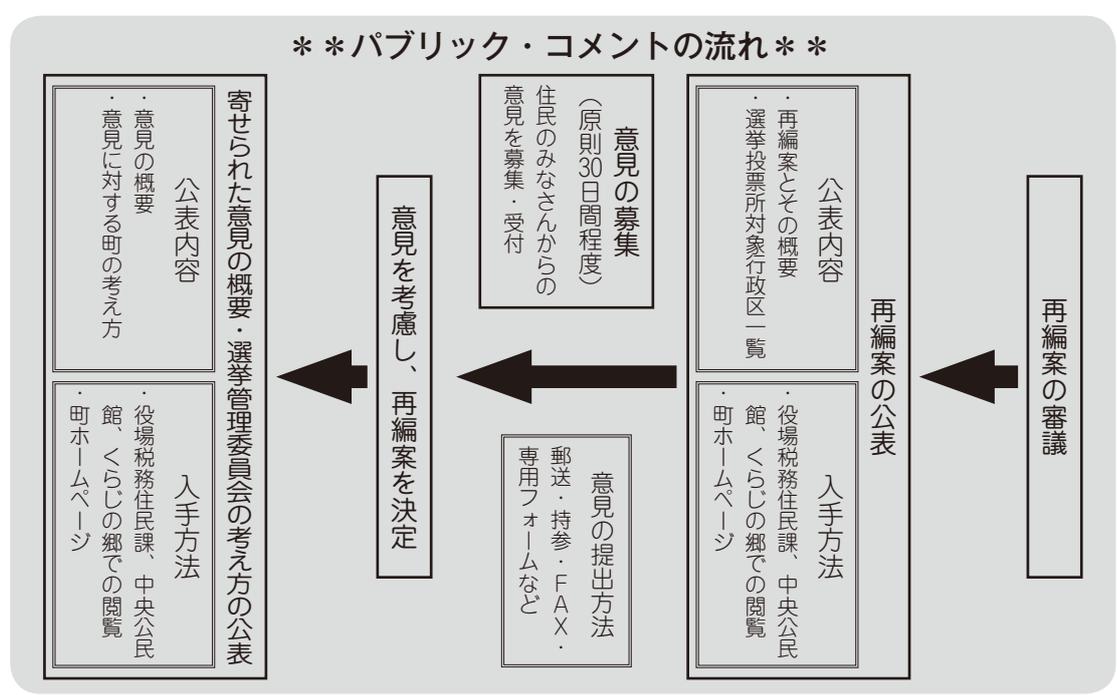
役場税務住民課住民班（選挙管理委員会）まで

今回ご意見をいただくのは「選挙投票区再編計画（案）」です。

## 選挙投票区再編計画について

鞍手町における選挙の投票区は現在9つに分かれています。平成27年4月以後は中学校の統合に伴い、中学校を投票所として利用できなくなります。そのため、町全体の投票区の見直しを行ないます。

案件名	概要	意見の募集期間	担当
選挙投票区再編計画（案）	中学校統合に伴う投票区の見直しについて	7月1日（火）から7月31日（木）まで	税務住民課住民班（選挙管理委員会）



# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付を開始します

消費税率の引き上げによる、所得の低い人や子育て世帯への影響を減らすために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を給付します。なお、受け取ることが出来るのはどちらか1つの給付金で、審査の結果によっては、支給対象とならない場合があります。

— 申請受付は8月から —

## 臨時福祉給付金

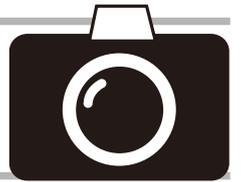
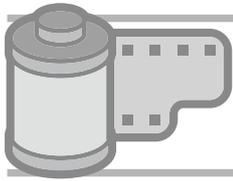
- 支給対象者** 平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。  
ただし、平成26年度分の住民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。(生活保護受給者の消費税負担には保護基準の改定で対応します。)
- 支給額** 対象者1人につき10,000円  
※**支給対象者のうち、次に該当する人は1人につき5,000円を加算します。**
  - ・老齢年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など  
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。)
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など  
(平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。)
- 申請先** 鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金」窓口  
(平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。)
- 申請期間** 平成26年8月1日(金)から11月4日(火)の  
午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝は除く)、毎週木曜日は午後7時まで
- 申請書類** 平成26年度分の住民税が課税されない人には申請書の郵送を予定しています。

— 申請受付を開始しました —

## 子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者** 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
  - ①平成26年1月分の児童手当・**特例給付**※を受給
  - ②平成25年の所得が児童手当の**所得制限限度額**※未滿
    - ※1 特例給付とは、所得が高額な人に対し、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
    - ※2 所得制限限度額の例：夫婦2人 所得736万円(収入960万円)
- 対象児童(支給額の計算対象となる児童)**  
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除きます。(生活保護受給者の消費税負担には保護基準の改定で対応します。)
- 支給額** 対象児童1人につき10,000円
- 申請先** 鞍手町役場福祉人権課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
(平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。)
- 申請期間** 平成26年7月1日(火)から10月1日(水)の  
午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝は除く)、毎週木曜日は午後7時まで
- 申請書類** 対象者には申請書を郵送しています。  
対象となる人で申請書が届いていない場合は役場福祉人権課にお問い合わせください。  
※公務員も基準日である平成26年1月1日時点の住所地の市町村で申請することとなりますので、所属庁(勤務先)で受け取った申請書と証明書を提出してください。

●**問い合わせ** 鞍手町役場福祉人権課 ☎ 42局2111番(内線247・248)まで



## 夢の全日本！！

▶全日本チームでの活躍を楽しみにしています

広報くらて 2011 年 4 月号でも紹介した、古門出身の筒井さやかさん。当時は彼女について、『高校を卒業し、V・プレミアリーグのバレーボールチーム「久光製薬スプリングス」に入団、新たなスタートを切りました』と紹介しましたが、それから3年後の今年、2014 年度全日本女子チームの登録メンバーとして、また新たなスタートを切ることとなりました。この3年間、彼女は所属チームで努力を重ね、昨シーズンはレギュラーリベロとして全試合に出場。チームのリーグ二連覇に貢献し自らもベストリベロ賞を獲得するという活躍ぶり、それらの成果が実り今回、全日本チーム入りを果たしました。写真は6月4日、筒井さんが町長を訪問されたときのものです。町長は「これから経験を積んで6年後、東京オリンピックでの活躍を期待しています」と激励し、固く握手を交わしました。活躍の場を広げ、輝きを増していく彼女に今後も大注目です。

## スポーツ大会結果

▶第 54 回鞍手町野球大会

6月1日、8日の2日間にわたって行われた第54回鞍手町野球大会。8チームが参加し白熱した試合が繰り広げられました。選手のみなさんおつかれさまでした。上位の結果は次のとおりです(丸数字は順位)。



- 結果 ①新中山区 ②神崎区
- ③新北区・弥生区

## 備えあれば憂いなし

▶北区全戸自主避難訓練・人工呼吸方法等講習会

6月15日、北区全戸を対象とした避難訓練が行われました。訓練は、避難放送が聞こえたら事前に配布された黄色の札(避難所へ既に避難したことを示すもの)を玄関先のわかりやすい場所に下げてもらうというもので、災害発生時にはこの行動が安否確認に要する時間の短縮に繋がります。避難放送後に自主防災役員が札の確認作業を行い、不在などの理由で札を下げられなかった家庭を除き、全戸での実施が確認されました。また、避難訓練後には北区公民館で人工呼吸方法などの講習会が行われました。気道確保や胸骨圧迫、AEDの使い方などの指導を受け、実際に体験した参加者たちからは、「想像以上の重労働だった」「隣近所との連携を強め、いざというときには協力し合う必要がある」などという声があがっていました。防災意識を高めるための良い訓練・講習会になったようです。



## すくすく日記

### 7月生まれ

Happy birthday to you.



お待ちしております

広報「すくすく日記」のコーナーでは、発行月に誕生日を迎える満3歳までのちびっ子を募集しています。8月生まれは、7月10日(木)までに役場政策推進課☎42局2111番へお申し込みください。

※4月から申し込み先が政策推進課に変わりました。



いのぐちはなか  
**猪口花佳ちゃん**  
平成24年7月1日生まれ

花佳ちゃん、2歳のお誕生日おめでとう!!いつもニコニコ♡かわいい笑顔をありがとう。おしゃべりも上手になってきて、これからの成長がとても楽しみです。お兄ちゃんと仲良く、元気いっぱい育ててね!!(父 辰己さん、母 佳江さん・弥生)



はせがわすい  
**長谷川翠ちゃん**  
平成25年7月4日生まれ

翠ちゃん、1歳のお誕生日おめでとう。伝い歩きも上手になって、歌を歌うと手をパチパチして笑ってるね。これからも元気いっぱい遊ぼうね。(父 拓也さん、母 彩加さん・中山)

# 水族館がやってきた!!

▶室木小学校体育館で移動水族館教室

6月13日、室木小学校の体育館で移動水族館教室が開かれました。これは、福岡市の水族館「マリンワールド海の中道」が県と連携して年に2回、海に面していない地域の子どもたちを対象に行っているもので、14年前から数えて今回で29回目。鞍手町で開催されたのは今回が初めてです。この日やってきたのは25種230匹あまりの海の生き物たち。その中でも高い人気を集めたのは『トラザメ』(写真左)で



した。体長は30cmほどしかなく、とてもおとなしい性格の持ち主というこのサメ。子どもたちにふれあった感想を聞いてみると「ザラザラ〜」「名前は怖いけどかわいい」と話してくれました。ふれあいコーナー以外にも、着ぐるみを着て海の生き物になりきるコーナーなどがあり、参加した48人の全校児童やその兄弟、保護者たちは大いに楽しんでいました。日ごろ接する機会の少ない海の生き物とのふれあいは、他では得られない貴重な体験学習になりました。

# 優しい音色に包まれて

▶フルートデュオとピアノのコンサート

6月1日、中央公民館でくらの明日を紡ぐ会主催のフルートデュオとピアノのコンサートが行われました。フルート奏者には福岡ハーモニーウィングズのメンバーである神谷紘子さんと柴田紗希さんを、ピアノ奏者には平澤朝子さんを迎え、ヴィヴァルディの『四季』より「春」、ドビュッシーの「2つのアラベスク」など有名なクラシック楽曲から、「ずいずいずっころばしを主題にした変奏曲」などユーモアあふれる楽曲まで、あわせて8曲が演奏されました。最後にはNHK復興支援ソング「花は咲く」をピアノとフルートによる豪華な伴奏にあわせて参加者全員で合唱。優しい音色に満ちあふれたコンサートは、その場にいたすべての人の心を癒してくれました。



# 願いが叶いますように

▶いろいろばたお話の会・七夕飾り

鞍手町歴史民俗博物館で毎月第2土曜日に行われている「いろいろばたお話の会」。6月14日には、直方市のサークル「赤ずきん」の皆さんが、本を読まずに語るストーリーテリングで昔話をしてくださいました。聞き手にストレートに語りかけるストーリーテリングには、絵本とはまた違った味わいがあり、17人の参加者は素晴らしい語りの世界に浸っていました。お話の後は、博物館ロビーで天の川をイメージした七夕の飾り付けをし、参加した子どもたちは思い思いの願い事を書いた短冊を吊り下げていました。



# 広報ぎやらりー

すてきな作品をお待ちしています

ねんど細工や絵、書、紙細工、陶芸、俳句、短歌など自慢の一品は、ありませんか。「広報ぎやらりー」では、紙面を彩るあなたの作品をお待ちしています。作品についての100字以内の感想もお願いします。役場政策推進課 ☎ 4 2 局 2 1 1 1 番まで、ご連絡ください。

## リフォーム

男物の着物をベストとズボンにし、遊び心でパッチワークを貼り、面白く仕上げてみました。古い布地がどのように生まれ変わるのか毎回楽しみに作っています。

古野かすみさん  
(中山)



## 短歌

町内で眼下に上り下りする新幹線を見られるのは長谷上組だけかも知れない。季節によって眺める思いも違うのだが、最終列車が光だけ乗せて闇を走る時、「銀河鉄道」などを連想し、私も乗り込んで彼岸を離れてみたい思いがつのる。

渡辺栄子さん  
(長谷)

ひと息に彼岸に連れてゆくような  
光だけなる最終列車

# ひろば

読者の皆さんのページです。

楽しかったこと、悲しかったこと、思い出、地域のできごと、イラストやマンガ、エッセイ、サークルのお誘い、趣味や宝物、広報へのご意見・ご感想などどしどしお寄せください。あなたの住所、名前、年齢、電話番号も忘れずに。投稿された人には、記念品を差し上げます。

## KURATESSGの 出店者を募集します



## 幻想的なほたるの乱舞を 堪能しました

●鞍手ほたるの会・小山豊彦さん



町ではインターネットを利用した通販サイト「KURATESSG」(くらてエスジー)を開設し、鞍手町の特産品などを全国に向けて広く販売しています。そこで「KURATESSG」に参加していただける出店者を募集します。

出店を希望する人は、町ホームページに出店要件を掲載していますので、ご確認のうえ、必要書類を地域振興課までご提出ください。不明な点などありましたらお問い合わせください。

●問い合わせ 地域振興課 ☎42局 2111番まで

6月1日から8日までヒメほたるの鑑賞会を行いました。また、6月7日は長谷のゲンジほたるの会場と剣岳のヒメほたるの会場で、ほたるを鑑賞しながら、その特徴や生息場所などをスライドで子どもたちと学習しました。

両会場とも例年同様の発生状況で、来場者は町内外から百七十人ほどでした。特に剣岳周辺は広範囲に観賞が出来てアクセスが良いことから、写真愛好家も多く

約七年前にリタイヤし、第二の人生を歩み始めた。第二の人生を歩むにつけ健康でありたいと願うのは誰もが共通した想いであろう。

腰痛などの症状が出始めた五十歳位から、健康のため月一から二回の水泳をしていた。スポーツは若い時からすることも観戦も好き

状態を楽しんでいるが、「好きこそものの上手なれ」になれるかどうか？

ちなみに、脳トレを兼ねて卓球の歴史については調べてみた。卓球の起源については諸説あり、有力なのは十九世紀にフランスとイギリスで始まったという。屋外で行つ

者を掘り起こす目的でラージボール卓球が開発されたそうだ。

さて、最近「健康寿命」という言葉をしきりに耳にするようになった。ある番組によると、福岡県の健康寿命は、全国道府県の中で四十三位だそう。

これからも皆さんと楽しく卓球

## リレーエッセー 晴れたらいいね。

桑原 禮次郎さん(弥生・71歳)

VOL 184

で、リタイヤを機にもう少し運動をしたいなあ、と考えていた。

その頃、妻から卓球を勧められたが、スポーツ好きでも卓球は馴染みがなく迷いもあったが、鞍手町卓球連盟にお世話になることにした。卓球を開始しよう五年半が経過した今、まさに「下手の横好き」

ていたテニスが雨などの理由でできない時、室内のテーブルを利用して行ったことが始まりのようだ。日本に渡来したのは一八九九年である。卓球がオリンピックに採用されたのは、意外と遅く、一九八八年のソウルオリンピックからである。このころ、国内の愛好

を続けることにより、少しでも健康寿命を延ばしたいと思っ

今回は、町田正憲さん(城ヶ崎)です。

来場していました。「森のほたる」と言われるヒメほたるは飼育が出来ないほたるで剣岳周辺の繁殖地は九州の北限。荒れかけた森に手を入れて今後も見守り、地付きの貴重な天然ほたるを将来に残したいですね。

## 星空シアターに 家族そろって出かけてみませんか

●鞍手町商工会青年部

鞍手町商工会青年部では、次のとおり「第7回くらて星空シアター」を計画しています。上映する作品は、デイズニー映画「シユガー・ラッシュ」。ゲームの世界を舞台にした奇想天外なファンタジー・アドベンチャー映画です。映画以外にも、丸太切り大会、トッキュウジャーショーなど各種イベントを予定しております。ぜひご家族そろってお越しください。

●とき 8月9日(土)

▽各種イベント 午前11時半ごろから(観覧無料)

▽映画上映 午後8時から ※雨天の場合翌日に順延

●ところ 町立野球場

●問い合わせ 鞍手町商工会青年部(事務局 ☎42局0357番) まで



## 柔道大会で好成績

●鞍手武道館柔道クラブ

先月号で紹介した第11回鞍手武道館少年柔道大会について、個人の部で誤った成績報告をしておりましたので訂正します。



●3年男子の部・優勝 立花琉俄(新延小3年)

●6年男子の部・3位 田中稜将(剣南小6年)



# ほん 大好き

# INFORMATION Book

## 今月新しく 入りました。

※7月の新刊は、1日(火)からの貸出となります。

### ●一般の本

怒り<上> <下> (作=吉田修一)  
霞が関にラブレター (作=江波戸哲夫)  
獺の檻 (作=道尾秀介)  
中村勘三郎 最後の131日 (作=波野好江)  
蛇行する月 (作=桜木紫乃)  
続 体脂肪計タニタの社員食堂 (作=タニタ)

### ●子どもの本

よい子への道 (作=おかべりか)  
しっぽ しっぽ しっぽぽ (作=木曾秀夫)  
世界一おいしい火山の本 (作=林信太郎)  
クワガタクワジ物語 (作=中島みち)  
おいしい (作=新井洋行)  
れいぞうこ (作=新井洋行)

## 中でもこの本が **オススメ**です。

### ジョン・マン 青雲編

作=山本一力



アメリカ・フェアヘブンで、小さな子どもたちに交じり、小学校や教会に通うマンジロウ。ひたむきな彼に、さまざまな試練が待ち受ける。物語はいよいよ正念場に！鎖国日本から漂流し、初めてアメリカで暮らした奇跡の日本人、中浜万次郎ことジョン・マンの生涯を描く。

### 星座を見つけよう

作=H.A.レイ



どうやって星をみわけ、星座をみつけだせるか、教えてくれる本です。家のなかでも外でも、1年中いつでも役に立ちます。さあ、たのしく星をながめましょう！



### いわずにおれない

作=まど・みちお



### じんべえざめ

作=新宮 晋

**童** 謡「ぞうさな作者、百四歳で最近亡くなった。森羅万象の一匹、一本、一個、一粒のこの世に在ることのいとおしさと命の輝きを、やさしい言葉で詩にしている。しかし言葉

の底には物の本質がしっかりと折りたたまれていて、読者の心を深い世界に連れていってくれ、万物万歳である。国際アンデルセン賞を受賞した唯一の詩人である。肩のこらない読み物だが内容の深さにふれてほしい。

**海** のいきものと「じんべえざめ」の生き方が描いてある。ゆったりと他の小魚たち、人間たちも引き連れて海の青さに染まりながら、ゆうゆうと泳ぐ姿に読者も一緒に

引き込まれて、地球という水の惑星を泳いでいる感じになる。人間のこまごました悩みが吹きとんでしまふ。「じんべえざめ」のいのちの輝きに世界の広さをしみじみ思う。

春の桜、夏の花、秋の紅葉、冬の雪…。美しい四季が体感できるのは日本人の特権。そんな私たちがだからこそ、読みたくなる「旬」の本があります。シリーズ「旬の本だな」。

7月は「いのちの輝き」をテーマに2冊の本をご紹介します。紹介者は渡辺栄子さん(鞍手町文庫連絡会)です。



## 旬の本だな



## 暑い季節です。熱中症を予防しましょう!!

### 暑さを避ける

室内では…

- … 扇風機やエアコンで温度を調節する
- … 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用する
- … 室温をこまめに確認する

外出時には…

- … 日傘や帽子の着用
- … 日陰の利用、こまめな休憩
- … 天気の良い日は日中の外出をできるだけ控える

からだの熱の蓄積を避けるために…

- … 通気性の良い、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- … 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす



### こまめに水分補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給しましょう

## 平成26年度の総合健診 (特定健診)

各種がん検診

健診が始まっています。下記の日程には若干の余裕がありますので、お問い合わせください。

### ■集団健診(検診)日程

期 日	場 所
7月13日(日)、14日(月)、15日(火)	総合福祉センター

- 受付時間** 午前8時30分から10時30分まで(結果説明会は後日行います)
- 申し込み方法** 健診希望日の1週間前までに総合福祉センターまでお電話で申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。
- 検診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、基本健診、特定健診
- 申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

## 母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで  
①必ず妊婦本人がお越しください②日時の都合がつかない場合はご相談ください
- ところ** 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)



## 夏休み子どもクッキング

夏休みの思い出に参加してみませんか。みんなで楽しく料理をしましょう。

- とき** 7月25日(金) 午前9時30分から
- 対象者** 小中学生とその保護者(子どものみの参加もできます)
- ところ** 総合福祉センター保健棟
- 参加費** 無料
- 持ってくるもの** エプロン・三角巾
- 申込期限** 7月18日(金)
- 申し込み** 総合福祉センターまで



## 子宮がん検診 無料クーポン事業

乳がん検診

平成21～24年度に実施した「子宮がん・乳がん検診無料クーポン配布」事業対象者で、対象年度にクーポンを使用しなかった人は今年度、町の集団健診(総合福祉センター)にて、無料で子宮がん・乳がん検診を受診することができます。希望する人は集団健診にお申し込みください。自分が対象かどうかわからない人は総合福祉センターまでお問い合わせください。

## 乳幼児健診・相談

7月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- ところ** 総合福祉センター保健棟
- 内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区 分	期 日	対象児
4か月健診	7月10日(木)	平成26年 2月13日から 平成26年 3月24日生まれ
7か月健診	7月24日(木)	平成25年 11月29日から 平成25年 12月26日生まれ
12か月健診		平成25年 7月 1日から 平成25年 7月31日生まれ
1歳半健診	7月 3日(木)	平成24年 12月 6日から 平成25年 1月 3日生まれ
3歳児健診		平成23年 6月 6日から 平成23年 7月 3日生まれ
乳幼児相談	7月23日(水)	平成26年 4月27日から 平成26年 5月24日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

- 問い合わせ** 総合福祉センターまで

Dr. 柴田の

くらで病院スタッフ  
からの健康  
アドバイスです

## 調子はいかが？

くらで病院 ☎42局1231番



検診で血糖値が高いと診断されましたが、症状が出ていない場合は病院を受診しなくてもよいのでしょうか？（50歳・男性）

### 糖尿病とは

血液内のブドウ糖濃度を血糖値と言い、血糖値を下げるホルモン（インスリン）の働きが不足し、血糖値が慢性的に正常範囲を超えて高くなる状態を糖尿病と言います。ある程度進行してくると次のような症状が見られます。

### 症状はどんなもの？

糖尿病がある程度進行してくると次のような症状が見られるようになります。

- ① 頻繁にのどが渇き、水分を多くとるようになる
- ② おしっここの量が多くなる
- ③ 疲れやすくなる
- ④ 体重が減ってくる

このような症状を放置しておくと、体の血管が障害を受け、様々な病気を引き起こすこととなります。

### 合併症を引き起こします

一つの病気が原因となって引き起こされる他の病気を合併症と言います。糖尿病には、

細い血管が障害されることで発症する糖尿病性神経障害、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症という三大合併症があります。

糖尿病性神経障害は、痛みや触感など体の感覚を伝える末梢神経や、血圧調節などを司る自律神経が障害される病気です。末梢神経が障害されると足が痺れる、痛みを感じ

るといった症状が見られるようになります。悪化すると足にケガややけどを負っても痛みを感じず、足の一部が腐り（壊疽）、切断せざるを得なくなることもあります。また、自律神経に支障をきたすと、立ちくらみ、便秘、下痢などの消化管機能障害が起きることもあります。

糖尿病性網膜症は、目の奥の細い血管がもろくなり、破れて出血しやすくなる病気です。病気が進むと視力が落ちて、目が見えなくなることもあります。

糖尿病性腎症は、高血糖のために腎臓の働きが悪くなる病気です。腎臓は血液中の老廃物をふるいにかける働きをしています。働きが悪くなると尿たんぱくが出るようになり、腎不全が進むと、透析治療が必要になります。

三大合併症の他に、太い血管が障害（動脈硬化）されると、脳卒中や心筋梗塞を起こしやすくなります。最近では歯周病や認知症、がんなどの発症を増加させるとも言われています。

### 早期発見・治療が大切です

糖尿病と診断されても、食事、運動療法、薬物療法などで血糖コントロールを良好に保ち、定期検診を受けることで合併症の早期発見や進行を抑えることができます。糖尿病は治療を継続し、上手に付き合っていくことが大切です。



### 「アドバイザー」

柴田光子さん・しばたみつこ・平成15年 大分医科大学医学部医学科卒業。聖マリア病院、佐賀県立病院好生館、佐賀大学医学部付属病院、済生会八幡総合病院などを経て、平成26年4月から、くらで病院に勤務。

糖尿病は発症初期には、あまり自覚症状がなく病気に気づきにくいのですが、放置するとさまざまな病気を引き起こすため、病院で検査、治療を受けることをお勧めします。

# Support

COMMENT

国保の

ジェネリック  
医薬品の  
紹介です

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番



## ジェネリック医薬品

今回は、最近よく耳にするジェネリック医薬品についてご紹介します。



効き目は同じで安価なお薬で、お薬代の負担を軽くします。



**Q** ジェネリック医薬品って？

**A** 「新薬」として最初に発売された薬は特許に守られています。開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができます。これを「先発医薬品」といいます。先発医薬品の特許期間は20年から25年で、この期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになります。これが「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」といい、医療機関で処方され、



**Q** どうして、普通の薬より安いのか？

**A** 先発医薬品は、その成分から開発し、有効性や安全性を確認し、承認されてから発売されるため、研究に20年から30年かかるといわれ、その費用は二百億円から五百億円と膨大なものです。しかし、ジェネリック医薬品は、すでに使われていて有効性も安全性も確かめられた成分ですから、承認までの手続きが少なくなり、開発や研究にかかる時間も少ないので、先発医薬品より2割から7割安い価格にすることが可能です。

**Q** どのくらい使われているの？

**A** 日本でのジェネリック医薬品の普及率は、調剤医療費の約23%（平成23年度）です。福岡県医療費適正化計画（第2期）では、平成29年度までに40%以上の普及を目指しています。

**Q** 安全性と効果は？

**A** ジェネリック医薬品はすでに先発医薬品の成分の有効性と安全性が確かめられた後に発売されています。先発医薬品と同等であることが確認されてから発売されるので、先発医薬品と同じ効果が認められています。

**Q** ジェネリック医薬品に変更するにはどうしたらいいの？

**A** 国の方針として採用が進められているジェネリック医薬品です。どこの医療機関でも扱われているわけではありません。また、先発医薬品の中には、まだジェネリック医薬品に変更できないものもあります。ジェネリック医薬品を使うには医師の処方が必要です。医師または薬剤師と相談しましょう。変更をお願いしにくい場合には、「ジェネリックのお願い」をご活用ください。

## 町税の未納者や滞納者への徴収強化を図っています

町税は納期限までに納めましょう

福岡県飯塚・直方県税事務所と協力し、滞納処分の強化に取り組んでいます。税を納めずに放置しておくと、法律に基づいて給与、預金、生命保険、不動産、自動車などの財産の差押を受けることとなります。税金は、町民のみなさんへの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。定められた期限までにきちんと納めましょう。納付困難な事情がある場合や納税に関する相談などがあればご連絡ください。

●問い合わせ 役場税務住民課税務班まで

税金の納付は安心・便利で確実な口座振替で  
個人が納める町税は、口座振替にすると金融機関へ行く手間がいらす、

### 税等



納め忘れもなくて安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。どうぞご利用ください。申込用紙は町内の金融機関や役場税務住民課にあります。  
●必要なもの 納税通知書、通帳、通帳登録印  
●取引金融機関 直鞍農協、福岡ひびき信用金

- 国民健康保険税―第2期分  
納期限は7月25日(金)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。
- 問い合わせ 役場税務住民課税務班まで
- 今月の納付(7月)  
●後期高齢者医療保険―第1期分

- 西村弁護士による無料法律相談  
西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。  
●とき 7月10日(木)  
▽受付(順番の抽選)  
●午後0時45分から▽相談  
●午後1時から4時まで
- ところ ぐらじの郷
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで



納期限は7月25日(金)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。  
●問い合わせ 役場健康課保険年金班まで

- 一人でお悩む前に：心配ごと相談へどうぞ  
直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが、あなたの悩みにおこたえします。  
●とき 7月25日(金)  
▽受付  
●午後0時45分から▽相談  
●午後1時から3時まで
- ところ ぐらじの郷
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

- 今月の補聴器相談日  
7月の補聴器相談が次のとおり行われます。  
●役場での相談  
▽とき  
●7月4日(金) 午後1時から2時まで(九州補聴器センター)▽  
とき  
7月10日(木)
- 問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班またはぐらじ病院まで



## Calendar 2014 7

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

### ☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番 (FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番  
●教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗博物館…42局 3200 番  
●ぐらじの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番  
●上下水道課…42局 0408 番  
●中央浄水場…42局 0417 番  
●町立病院…42局 1231 番  
●鞍寿の里…42局 1233 番  
●鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番



### 福岡県町村会等 行政事務職員採用試験

福岡県町村会では、次のとおり職員採用試験を行います。

- 試験日 ▽第1次試験  
9月21日(日) ▽第2次試験 10月下旬から11月上旬予定
- 試験会場 福岡県自治会館(福岡市博多区千代4丁目1番27号)
- 申込受付期間 7月28日(月)から8月15日(金)まで
- 試験区分 行政事務(大卒卒業程度)
- 採用予定人数 2人程度
- 受験資格 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人



### 防ごう 犯罪と非行 助けよう 立ち直り

7月は社会を明るくする運動月間です

この運動は、すべての国民が、それぞれの立場で犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生(立ち直り)に理解を深め、力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な取り組みです。町では、直方保護区保護司会鞍手支部の皆さんが街頭啓発や町内巡回啓発などを行います。

●問い合わせ 役場総務課総務班まで

- 申し込み・問い合わせ  
福岡県町村会総務課  
(092) 651局  
1121番まで

### 介護支援専門員 実務研修受講試験

福岡県介護支援専門員協会では、次のとおり平成26年度の福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を行います。

- とき 10月26日(日)
- 受験申込書の配布場所  
県内各保健福祉環境事務所、県庁介護保険課、鞍手町役場福祉人権課福祉高齢者班など
- 申込期限 7月31日(木) ※消印有効
- 申し込み・問い合わせ  
公益社団法人福岡県介護支援専門員協会(092) 431局4585番まで



### 介護職員初任者研修 受講者を募集します

福岡県市町村振興協会では、介護職員初任者研修の受講者を次のとおり募集します。

- 研修内容 介護に必要な講義・実技
- とき 10月21日から平成27年2月12日までの指定された火・木曜日(全25回)
- ところ 飯塚研究開発センター(飯塚市川津680番地41)
- 募集定員 4人(申し込み多数の場合は抽選)
- 受講料 2万円
- 申込期限 9月12日(金)
- 申し込み・問い合わせ  
詳しくは役場福祉人権課福祉高齢者班まで

### 県営住宅の 入居者を募集します

福岡県住宅供給公社では、住宅の困窮状況を点数化した点数の高い人から優先的に入居者を決定するポイント方式による入居者を募集します。

- 募集案内書の配布・申込期間 ▽とき 7月14日(月)から23日(水)まで ▽ところ 福岡県住宅供給公社直方出張所(福岡県直方総合庁舎一階・直方市日吉町9番地10号)、役場建設課など
- 対象者 世帯人数に対して著しく狭い住宅に住んでいる世帯、倉庫や事務所などの住宅ではない建物に住んでいる世帯、所得に対し著しく高い家賃を支払っている世帯など

- 問い合わせ 詳しくは福岡県住宅供給公社県営住宅管理部(092) 781局8029番まで
- 地域人づくり事業の  
企画提案を募集します  
鞍手町では、「福岡県緊急雇用創出基金事業市町村補助金」を活用した地域人づくり事業を実施するため、町内事業者等から企画提案を募集します。

- 対象事業者 次の項目のすべてに該当する事業者が対象となります  
①民間企業、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体、個人

- 募集事業 ▽雇用拡大  
プロセス 未就職卒業業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就職するため必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業 ▽処遇改善プロセス 非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業

- 問い合わせ 募集期間、募集要領など詳しいことは役場地域振興課まで(鞍手町のホームページからも確認できます)



### お風呂はお休みです くらしの郷の休館日

くらしの郷の福祉棟(お風呂)と勤労者ふれあい棟(体育館)の7月の休館日は、次のとおりです。

☆夏期講習 生徒募集☆  
お気軽に電話を!  
個別指導 鞍手進学塾  
※遺言・相続や契約書などその他官公庁提出書類作成を承ります。  
古野行政書士事務所  
鞍手町中山西区 3923-552 TEL・FAX 42-7683

- 休館日 7日(月)、14日(月)、20日(日)、21日(月・祝)、28日(月)です。
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで
- 病気の予防は正しい知識から  
くらしの郷糖尿病教室  
くらしの郷では次のとおり、糖尿病に関する正しい知識の普及を目的とした糖尿病教室を開催します。参加人数には限りがあり、事前の予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。



# あなたの資格とヤル気 町のために活かしてみませんか

一般行政職の採用試験を行います

鞍手町では、次のとおり職員の採用試験を行います。

- 試験日(第1次) 平成26年9月21日(日)▷一般事務=午前10時から午後1時10分まで▷建築技師=午前10時から午後3時まで(昼の休憩時間は、40分程度となっていますので、昼食をとる人は弁当を持参してください。)
- 試験会場 鞍手町中央公民館(鞍手町大字小牧2105番地)
- 募集職種と採用予定人員 一般事務(2人程度)、建築技師(1人程度)
- 受験資格 ▷一般事務=昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人▷建築技師=昭和44年4月2日以降に生まれた人で2級建築士以上の資格を有する人(平成27年3月31日までに同資格の取得が見込まれる人を含む)
- 申込用紙の配付 ▷窓口配付=7月1日(火)から役場総務課総務班で配付(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、木曜日は午後7時まで▷郵送配付=採用試験申込書請求と朱書きした封筒に120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して請求してください
- 受験手続き ▷受付期間=7月1日(火)から8月14日(木)まで(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、木曜日は午後7時まで▷受付場所=役場総務課総務班▷郵送受付=採用試験申込書在中と朱書きした封筒に申込書と82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください(8月14日必着)。試験案内は、町のホームページ <http://www.town.kurate.lg.jp> でも確認できます
- その他 試験会場と採用予定人員は変更になる場合があります
- 問い合わせ 役場総務課総務班(〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地)まで

- とき・内容 ▽7月23日(水) 柴田医師による講演(糖尿病について)▽7月30日(水) 看護師・薬剤師講演、糖尿病食試食会▽8月6日(水) 測定(身長・体重・血圧脈波検査)いずれも午後1時から
- ところ くらて病院
- 参加費 無料
- 問い合わせ くらて病院まで

## 7月は同和問題 啓発強調月間です

町では、7月の同和問題啓発強調月間に次のとおり啓発事業を行います。

- 街頭啓発
  - とき 7月15日(火)
  - ①午前7時20分から②午前10時から③午後5時30分から(いずれも30分程度)
  - ところ JR鞍手駅、スーパー川食、巖流市場、西日本シティ銀行、サングリーン鞍手など
- 講演会
  - とき 7月22日(火)午後2時から
  - ところ 鞍手町中央公民館
  - 演題 「ぬくもりある人権のまちづくり」
  - 講師 子どもの学び館代表取締役 福永宅司さん

- 手話通訳 手話通訳はあります
  - 問い合わせ 教育課社会教育班まで
  - 8月1日から  
定住促進奨励金の  
交付申請を受け付けます
- 鞍手町では、平成24年1月2日から平成34年1月1日までの間に町内に住宅を取得して定住する人を対象に、定住促進奨励金を10年間交付する事業を行っています。平成26年度の申請期間は次のとおりです。対象となる場合は忘れずに申請して

- 申請書類 ①鞍手町定住促進奨励金交付申請書②個人情報取扱いに関する同意書兼宣誓書③登記事項証明書④住宅の平面図(2年目以降の申請書類は①②となりません)これら以外にも提出を願う場合があります
- 申請書類の配布 申請書類①②は、役場地域振興課まで
- 申請期間 8月1日(金)から10月31日(金)まで

- 振興課で配布するほか、町のホームページからもダウンロードできます。③④は申請者が準備してください
- 申請先・問い合わせ 役場地域振興課まで
- 求む。平和を愛する人  
自衛官等採用説明会  
を行います
- 自衛隊飯塚地域事務所では次のとおり、自衛官等採用説明会を行います。
- とき 8月3日(日)午前10時から
- ところ くらじの郷
- 問い合わせ 自衛隊飯塚地域事務所 ☎(0948)22局4847番まで

## いたずらドバトや カラスを退治します

大豆などの農作物の被害を防ぐため、次のとおりドバトやカラス(有害鳥獣)の駆除を行います。期間中は、猟友会の皆さんが銃を使用しますので、伝書鳩などを飼っている人は十分に注意してください。

- 駆除期間 7月1日から9月30日まで
- 問い合わせ 役場農政環境課農政環境班まで



セレモニー・ホール  
**鞍心館**  
あん しん かん  
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

- ◆信頼・・・35年以上の経験!
- ◆真心・・・心のこもったお葬儀を!
- ◆安心・・・無理のないプランを!

問合せ先



**(有)花六葬儀社**  
鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)  
0120-41-8769

※入会金(1万円)のみの  
『鞍心会員』募集中!!

## 町内の交通事故発生状況



【5月中】		【累計】	
件数	8件(± 0)	件数	36件(+ 2)
死者	0人(± 0)	死者	1人(+ 1)
傷者	12人(+ 3)	傷者	50人(+ 5)

(カッコ内は前年比)

## 巡回交通事故相談

- とき 7月9日(水) 午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所 ☎(092)643局3168番まで

**国民健康保険から社会保険へ加入 14日以内に必ず届出を**

国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出てください。届け出を忘れていたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

**国保の高齢受給者証を交付します**

国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人(昭和19年7月2日から8月1日までに生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付し

ます。なお、高齢受給者証が利用できるのは70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)からです。

●交付する日 7月24日(木) 午前9時から

●ところ 役場保険健康課保険年金班窓口

●必要なもの 国民健康保険証、印かん

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

**国民健康保険に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを**

医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準

## のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【5月中】		【累計】	
刑法犯総数	111件(-20)	刑法犯総数	475件(-123)
車上ねらい	8件(-3)	車上ねらい	52件(+4)
自転車盗難	15件(±0)	自転車盗難	55件(-18)
空き巣	8件(+5)	空き巣	28件(-2)

### 生活安全課からのお知らせ



弁護士、警察官、銀行員などいろいろな立場になりました二セ番(犯人)が、次々に電話をかけてきます。手口にご注意下さい。

こんな「二セ電話」はすべて「詐欺」! 電話で現金を要求されたらすぐに110番!

お住まいの地区の犯罪発生状況は、県警のホームページで校区别的詳しい情報を確認できます。

直方警察署の最新情報はこちらから

福岡県警察

検索



<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>

直方警察署 ☎22局0110番まで

## いろいろばた お話の会



楽しいお話の会

朗読サークルの皆さんが、いろいろのそばで昔話や絵本の読み聞かせをしてくれます。親子で聞きに来てみませんか。

- とき 7月12日(土) 午前10時から
- ところ 歴史民俗博物館
- 問い合わせ 歴史民俗博物館まで

## 休日の夜間の体調不良は 急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

- 問い合わせ 直轄急患センター ☎28局2840番まで

## 休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

- 7月21日(月・祝) 原医院(新北) ☎43局2030番

## 75歳になる前に 後期高齢者医療に 加入できます

一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担

## 後期高齢者医療に 加入している皆さん 高額な外来診療は 前もって手続きを

割合などが異なります。 ●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの食事代や入院、外来診療での窓口負担額が自己負担限度額までで済む限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を発行します。この認定証は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院または高額な外来診療が決まったときは前もって交付の手続きをしてください。すでに認定証を持っている場合は、記載されている

# 今年もプールの季節がやってきた



総合プール（中央公民館横）の利用が次のとおり始まります。利用できるプールは、遊泳プールのみです。

- 期間** 7月20日から8月31日まで（8月13日から16日はお休みです）
- 時間** ①午前10時から正午まで②午後0時30分から2時30分まで③午後3時から5時まで
- 利用料** 無料
- 注意** プールを利用するときは、次のことを守ってください。①食べ物や飲み物、危険物、動物などを持ち込まない②プールの中で水中めがねを使わない③水泳帽子をかぶる④腰洗いやシャワーで体を清潔にしてから入る⑤貴重品は責任を持って管理する
- 補足** 他の遊泳者に危害を及ぼしたりプールを汚染する恐れのあるもの（動物を含む）はプールに持ち込まないようにしましょう。また、飲食物をプールサイドへ持ち込んだ場合はプールを汚染しないように注意しましょう。
- 問い合わせ** 教育課社会教育班まで

**後期高齢者医療の保険証を送付します**

後期高齢者医療は、75歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にかかわらず、後期高齢者医療へ加入することになります。

- 有効期限まで** 外来診療にも使うことができます。
- 申請場所** 役場保健健康課保険年金班窓口
- 申請に必要なもの** 後期高齢者医療制度の保険証・印かん・過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類（領収証など）
- 問い合わせ** 役場保健健康課保険年金班まで

現在使用している重度障害者医療証の有効期限が近づいています。引き続き使用するためには、次のとおり更新手続きが必要です。

- 有効期限** 9月30日（火）
- 更新期間** 7月14日（月）から7月31日（木）午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除きます）

8月に75歳を迎える人（昭和14年8月1日から8月31日までに生まれた人）には、7月中旬に後期高齢者医療保険証を簡易書留で郵送します。

- 問い合わせ** 役場保健健康課保険年金班まで

8月に65歳を迎える人（昭和24年8月2日から9月1日まで）に生まれた人に介護保険証を次のとおり交付します。将来介護が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に保管してください。

祝日は除きます。ただし、木曜日は午後7時まで

- ところ** 役場保健健康課保険年金班
- 必要なもの** 現在使用している医療証、健康保険証、障害者手帳または療育手帳、印かん
- 問い合わせ** 役場保健健康課保険年金班まで

浄化槽を新しく設置した場合、使用開始の直前に第1回目の保守点検を受け、使用開始から3か月を経過した日から5か月の間に、本来の性能を有しているかどうかを確認するための法定検査の受検が義務付けられています。また、すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われているかどうかを確認するための第三者機関（県知事の指定検査機関）による法定検査受検が年1回義務付けられています。

**浄化槽を利用しているみなさんへ**

- 交付する日** 7月30日（水）、31日（木）の午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時まで）
- ところ** 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口
- 必要なもの** 交付案内の通知はがき、印かん
- 問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

- 問い合わせ** 一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎（092）947局 1800番まで

**悪徳商法の手口を知り賢い消費者に!! 無料講演会のお知らせ**

のおがた消費者の会では、次のとおり消費者問題啓発・公開講座として直轄広域消費生活センター1専門相談員・佐藤登美子氏による無料の講演会を開催します。

- テーマ** 『あなたを狙う悪徳商法「直轄編」』相談窓口の現状・トラブル急増中―その時、あなたは…!!』
- とき** 7月14日（月）午前10時から正午まで
- ところ** 直方市中央公民館1階 大会議室（直方市津田町7番地20）

**飼いのいない猫の不妊・去勢手術支援**

福岡県獣医師会・小動物部会筑豊地区部会では、飼いのいない猫に対し、不妊・去勢手術の支援事業を実施します。

- 申込期限** 12月末日（申し込み頭数百八十頭になり次第締め切り）
- 手術料** ▽メス 一万八千円、▽オス 五千四百円
- 問い合わせ**（直轄地区）ASAP動物病院 ☎26局4136番まで

**ハローワーク直方 耐震工事のお知らせ**

ハローワーク直方では、7月中旬から11月末まで耐震補強工事が行われます。工事期間中は工事用車両等により駐車場の一部が使用できなくなります。駐車場が満車の場合は、河川敷駐車場をご利用いただくこととなりますが、歩道等がありませんで十分にご注意ください。

- 問い合わせ** 直方公共職業安定所 ☎22局 8609番まで

次の方々から寄附をいただきました。ありがとうございました。ありがとうございました（かっこ内は故人。故人敬称略）。

- 社会福祉協議会へ**【香典返し】
- ▽渡邊 篤様 〓本町（勇彦）
- ▽松元京子様 〓城ヶ崎（光彦）



●**入場料** 無料（参加者にはペンやメモ帳などを贈呈します）

- 問い合わせ** 直方市商工観光課 ☎25局 2156番まで

●**入場料** 無料（参加者にはペンやメモ帳などを贈呈します）

- 問い合わせ** 直方市商工観光課 ☎25局 2156番まで



テーマ  
「食中毒を食事で予防する!!」

【梅風味の冷やし中華】 1人当たりの栄養価 363kcal

■材料（6人分）

生の中華めん（6玉）、しゃぶしゃぶ用の豚肉（240g）、きゅうり（150g）、やまいも（150g）、梅干し（6個）、白ごま（大さじ1）、白髪ねぎ（30g）、【A…だし汁（400cc）、しょうゆ（100cc）、みりん（100cc）】

■作り方

- ① 中華めんはたっぷりの湯でゆでて水でよく洗い、水けを切る。
- ② 豚肉は熱湯でさっと茹でて、ざるにあげ（大きければ食べやすく切る）、きゅうりとやまいもはせん切りにする。
- ③ 鍋に【A】を入れて沸騰させて冷まし、種を取って刻んだ梅干しをよく混ぜる。
- ④ 中華めんを器に盛り、きゅうり・やまいも・豚肉をのせ、③の梅肉たれをかけ、白髪ねぎを飾り、白ごまをふる。



【切干大根ときゅうりの酢じょうゆ漬け】 1人当たりの栄養価 36kcal

■材料（6人分）

切干大根（30g）、きゅうり（150g）、【A…ちりめんじゃこ（20g）、酢（大さじ4）、しょうゆ（大さじ2）、砂糖（小さじ2）、ラー油（小さじ1）】

■作り方

- ① 切干大根は水でもどし、水けを絞る。
- ② きゅうりは縦4つ割りにして種を除き、長さを3～4等分にして細く切る。
- ③ 【A】と①②を混ぜあわせる。



食中毒は

「細菌性」「ウイルス性」「自然毒」「化学性（ヒ素）」の4種に大別されます。

食中毒の多くは夏に多い「細菌性」のものと冬場が増える「ウイルス性」のものです。

原因となる菌を「つけない（清潔）」「増やさない（迅速・冷却）」「やっつける（加熱）」が食中毒予防の鉄則です。

- ・「つけない」 ⇒ 器具の消毒とこまめな手洗い
- ・「増やさない」 ⇒ 食材は低温保存で増殖防止
- ・「やっつける」 ⇒ 中心部が85～90℃、90秒以上の加熱

食中毒を予防する食材としては……

しそ・わさび・しょうが・とうがらし・にんにく・大根・梅・はちみつなどがあります。

7月の行事カレンダー

日	曜日	行事内容
1	火	
2	水	
3	木	1歳半、3歳児健診（福祉センター、12ページ参照） 補聴器相談（くらて病院：14時～17時、15ページ参照）
4	金	補聴器相談（役場：13時～14時、15ページ参照）
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	無料法律相談（くらしの郷：13時～16時、15ページ参照） 4か月健診（福祉センター、12ページ参照） 補聴器相談（役場：11時～12時、15ページ参照）
11	金	
12	土	いろいろばたお話の会（歴史民俗博物館：10時～、18ページ参照）
13	日	総合健診 13日～15日（福祉センター、12ページ参照）
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	補聴器相談（役場：13時～14時、15ページ参照）
18	金	
19	土	
20	日	総合プール開設（中央公民館横、19ページ参照）
21	月	海の日
22	火	補聴器相談（くらて病院：14時～16時30分、15ページ参照）
23	水	乳幼児相談（福祉センター、12ページ参照） 補聴器相談（役場：13時～14時、15ページ参照）
24	木	7か月、12か月健診（福祉センター、12ページ参照） 補聴器相談（くらて病院：14時～17時、15ページ参照） 国保高齢受給者証交付（役場：9時～、18ページ参照）
25	金	心配ごと相談（くらしの郷：13時～15時、15ページ参照） 固定資産税（第2期分）、国民健康保険税（第2期分）、 後期高齢者医療保険（第1期分）納期限（15ページ参照）
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	介護保険証交付（役場：8時30分～17時15分、19ページ参照）
31	木	介護保険証交付（役場：8時30分～19時、19ページ参照）



●町の人口・5月の人の動き

- ・人口 17,027人
- ・出生 9人
- ・男性 8,102人
- ・死亡 15人
- ・女性 8,925人
- ・転入 47人
- ・世帯数 7,584世帯
- ・転出 33人

（平成26年5月31日現在）

■鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地  
電話（0949）42局2111番 / ファックス（0949）42局5693番

■鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <http://www.town.kurate.lg.jp>  
携帯電話から <http://www.town.kurate.lg.jp/mobile>

■鞍手町フェイスブックアドレス

パソコン・携帯電話から <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>